

太陽光発電施設の設置に関する景観配慮ガイドライン

阿蘇世界文化遺産登録推進協議会（2022）

1 はじめに

熊本県の「阿蘇」は、活発な火山活動で形成された世界最大級のカルデラとその周辺の広大な外輪地域に約6万人の人々が生活している世界的にも類まれな地域です。

阿蘇の壮大な景観は、「野焼き・放牧・採草」の草地管理システムに基づいた人々の営みにより、千年以上にわたって半自然草地が維持され守られてきました。

熊本県と阿蘇地域7市町村：阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村は、「阿蘇世界文化遺産登録推進協議会」を組織し、熊本の宝を世界の宝に、そして、美しく雄大な阿蘇の景観を後世に伝えるため、「阿蘇」の世界文化遺産登録を目指しています。

令和2年1月には、県と阿蘇地域7市町村が、先人たちから受け継がれてきた貴重な財産である阿蘇地域全域の文化的景観を守り、育み、伝えていくという「『阿蘇』の景観を守る宣言」を採択しました。

阿蘇地域における太陽光発電施設の設置に関し、良好な景観形成を図るとともに、阿蘇地域全域の持つ価値を保全し、さらに高めていくため、事業者の皆様には立地を含めた事業の進め方についても配慮していただきたいと考えています。



「阿蘇」の景観を守る宣言

熊本県の「阿蘇」は、活発な火山活動で形成された世界最大級のカルデラとその周辺の広大な外輪地域に約6万人の人々が生活している世界的にも類まれな地域です。

古くから火山への信仰や農耕祭事が伝えられる中で、草原、森林、田畑、集落などの土地利用が密接に絡み合いながら、日々の暮らしと人々の長年にわたる営みで、阿蘇の自然的・文化的普遍性が生まれ壮大で美しい景観が形成されてきました。

この景観を後世に伝えるため、熊本県と阿蘇地域7市町村は世界文化遺産登録を目指し、平成21年に「阿蘇世界文化遺産登録推進協議会」を組織し、全市町村で景観条例を制定、国から重要文化的景観の選定を受けるなど更なる保全活動に努めています。

また、草原を守るために、地元農家でだけでなく野焼き支援ボランティアによる野焼き作業や、民間団体等からなる「阿蘇草原再生千年委員会」による草原再生のための募金活動、並びに企業等による棚田保全・植林活動など、次世代へ繋ぐ体制が構築されています。

ユネスコ世界遺産委員会は喫緊の課題として、開発行為が世界遺産の価値に影響を及ぼすことを指摘し、世界遺産登録を目指すにあたっては遺産の周辺を含めて、景観に十分配慮することを強く求めており、昨今の大規模太陽光発電施設等の設置や開発行為によって、人々を魅了する阿蘇の眺望を著しく傷つけることがあってはなりません。

当協議会は、先人たちから受け継がれてきた貴重な財産である阿蘇地域全域の文化的景観を守り、育み、伝えることを、ここに宣言します。

令和2年(2020年)1月16日

阿蘇世界文化遺産登録推進協議会

熊本県知事 浦島郁夫

阿蘇市長 佐藤義興

南小国町長 高橋周二

小国町長 渡邊誠次

産山村長 市原正文

高森町長 岸村大成

南阿蘇村長 吉良清一

西原村長 日置和孝

2 ガイドライン策定の目的

阿蘇地域7市町村では、景観行政団体として、景観法や「阿蘇地域づくりビジョン」に基づく景観計画及び景観条例を制定し、太陽光発電施設を、景観法に基づく届出対象となる工作物として位置づけ、良好な景観形成を目指しています。

景観計画には、太陽光発電施設等の設置にあたり順守いただきたい景観形成基準を定めていますが、定性的な記載が多く、設置者（事業者）との共通認識を持つことが難しい部分があります。

そこで、事業計画の策定にあたり、設置者（事業者）が阿蘇地域の景観保全への寄与等、景観への配慮が行いやすいよう内容を具体的に示した「太陽光発電施設の設置に関する景観配慮ガイドライン」を策定することにしました。

設置者（事業者）は、このガイドラインに沿って事業計画を進めることで、できる限り良好な景観への影響を回避・低減するための工夫や対策を講じることが望まれます。

阿蘇地域において特に配慮いただきたい事項

設置場所への配慮

○ 草原には原則として設置をしないこと

※阿蘇の草原は自然と人間の共生の結果生み出された他に類を見ない自然景観を形成しています。また草原地域には希少動植物が生育・生息しており、草原内への人工物の設置は景観だけではなく草原保全にも影響を及ぼします。

○ 中央火口丘や外輪山等の、主要な展望地（※①）から望見される場所への設置を避けること

○ 上記の主要な展望地以外に、「阿蘇の景観保全に係る可視領域調査（令和3年1月）」に記載の視点場（※②）から眺望する場合等に著しい景観の妨げにならないこと

事業計画等での配慮

○ フォトモンタージュやイメージパースなど完成予想が分かる図面等を用い、設置する市町村や周辺住民と事前に十分に協議し、事業説明を行うこと

○ 設置に係る土地の形状の変更は、最小限とすること

○ 設置に伴う影響（斜面への設置、土砂流出、汚濁水の流出等）により景観を損ねないように努めること

○ 計画段階において、設置後の定期的な保守点検等による維持管理や、廃棄物処理法等の関係法令を遵守した撤去及び処分、速やかかつ適切な跡地の整理等の事業計画を定めておくこと

○ 施設設置期間中における適正な施設維持管理を徹底するとともに、発電期間終了後は設置者の責任において施設撤去及び撤去資機材の速やかな適正処理を実施すること

※①…環境省「阿蘇くじゅう国立公園（阿蘇地域）管理運営計画」において定められた展望地

※②…「阿蘇の景観保全に係る可視領域調査（令和3年1月）」の視点場（熊本県及び各市町村に御確認ください）



3 ガイドラインの構成

このガイドラインは、太陽光発電施設の設置に際し、景観法上必要な届出制度や届出対象の規模をまとめ、適用対象範囲をお示ししています。

また、景観法に基づき設定された「景観形成基準（周辺の基調となる景観との調和を図る基準）」に適合しつつ、より良好な景観の形成に配慮していただくために、「良好な景観の形成のための留意すべき基本的な事項（チェック項目）」として具体的な配慮事項を示しています。



4-1 景観法に基づく届出制度

景観上影響の大きい大規模な建築物・工作物等を事業者等が設置する場合に、景観法に基づき設定した景観形成基準に適合するよう届出を行っていただくことで、良好な景観形成を図るための制度です。

景観計画区域には、阿蘇地域全域が設定されています。また、各景観形成地域及び特定施設届出地区の範囲については、各市町村によって異なりますので、それぞれの市町村に御確認ください。

なお、景観法第16条第1項に基づく「景観計画区域内における行為の届出書」の提出にあたり、できるだけ早い段階で、事前相談に着手するよう努めてください。

■届出の種類

種 類	大規模行為に係る行為の届出	景観形成地域における行為の届出	特定施設届出地区における行為の届出
範 囲	景観計画区域 (景観形成地域及び特定施設届出地区を除く)	各市町村において指定された地域	指定された主要幹線道路の沿道の区域
届出対象行為	建築物、工作物等の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え並びに色彩の変更を行う場合		特定施設（地区の景観を形成するうえで重要な要素となる施設）を設置する場合
規 模	景観上影響の大きい一定規模以上のもの	各市町村において指定された規模	

4-2 届出対象行為の規模

景観計画区域内等における太陽光発電施設の届出対象規模については以下のとおりです。

なお、景観形成地区及び特定施設届出地区における太陽光発電施設等の届出対象行為の規模については、下表の基準と異なりますので、各市町村にお尋ねください。

■工作物

区分	届出対象行為の種類	
景観計画区域	高さ	高さ13mを超えるもの
	面積	工作物の敷地面積が1,000㎡を超えるもの (南小国町は敷地面積が240㎡を超えるもの)

■建築物

区分	届出対象行為の種類	
景観計画区域	高さ	高さ13mを超えるもの
	面積	建築物の敷地面積が1,000㎡を超えるもの (南小国町は敷地面積が240㎡を超えるもの)

※小国町については、届出対象行為の規模を「みんなで考えみんなで創るまちづくり条例(平成8年3月18日策定)」において設定していますので、町窓口までお尋ねください。

4-3 適用対象の範囲

本ガイドラインが対象とする太陽光発電施設とは、土地に自立して設置するもの及び建築物の屋上・屋根等に設置するものに適用します。

■適用対象範囲

行為の種類	景観形成基準及び届出の種類
土地に自立して設置するもの	「工作物」の景観形成基準を適用
建築物の屋上・屋根等に設置するもの	「建築物」の景観形成基準を適用

※土地に自立して設置する太陽光発電施設は、各市町村景観条例及び同施行規則により「工作物」として位置づけられており、工作物としての届出が必要です。

※建築物の屋上・屋根等に設置するものは、建築設備に当たるため、建築物としての届出が必要です。



4-4 景観形成基準（行為にあたって守るべき基準）

阿蘇地域において太陽光発電施設を設置される場合には、良好な景観形成のために行為の制限が設けられており、届出の対象行為とされている「大規模行為・特定施設届出地区・景観形成地域」にそれぞれ設定された「景観形成基準」に基づき、景観の形成を行う必要があります。

■景観計画区域における大規模行為の「景観形成基準」

事 項		基 準
位 置		・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは極力後退した位置とすること。
外 観	意 匠	・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。
	色 彩	・色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。
	材 料	・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。
敷地の緑化		・敷地内は極力緑化に努めること。 ・既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。

■特定施設届出地区・景観形成地域の「景観形成基準」

特定施設届出地区及び景観形成地域については、各市町村の地域特性に応じて設定されているため、「景観形成基準」については、各市町村に御確認ください。

5 配慮事項（良好な景観形成のために配慮すべき事項：チェック項目 ☒ ）

太陽光発電施設の設置に際し、「位置」、「外観（意匠、色彩、材料）」及び「敷地の緑化」などに関して、具体的に配慮すべき項目を確認したうえで、できる限り良好な景観への影響を回避・低減するための工夫や対策を講じることが望まれます。

■位置について

チェック	配慮事項	詳 細
☐	草原景観の保全	北外輪山周辺の草原景観（阿蘇市・南小国町・産山村の連続性を持つ草原景観）、南外輪山周辺や、阿蘇山麓及び中央火口丘の草原景観においては、主要な展望地や視点場等から草原景観を望める位置への設置を避けること。
☐	周辺景観への影響の軽減	周辺景観や民家等への圧迫感の軽減、太陽電池モジュールの反射の軽減などに配慮するため、隣地境界からできるだけ後退すること。 （例）太陽光発電施設の地上部分の水平投影外周線が、国道・県道及び市町村道の路肩から20メートル以上、それ以外の公共用地の敷地境界線から5m以上離すこと。ただし、道路若しくは公共用地から望見されない場合、植栽等により隠ぺいされる場合又はその道路の利用者が特定の住民に限られる場合はこの限りでない。

チェック	配慮事項	詳細
☐	統一感のある配置 (傾斜・向き・高さ)	太陽電池モジュールは傾斜を低くし、向きや間隔を揃えることで法則性を持たせ周辺景観との調和に配慮し、雑然とした印象にならないように統一感のある配置とすること。なお、太陽電池モジュールの高さは必要以上に高くないように留意するとともに、統一感のある高さとすること。
☐	人工感や地形改変の軽減	主要な展望地及び視点場から望見できる場所や山の斜面に設置する場合は施設の規模や地形等に応じ、太陽電池モジュールを分散して配置や植栽するなど、人工物(土台や支柱を含む)の存在感を軽減させる工夫をすること。また、自然景観を保全するため地形等の改変は最小限とし、太陽電池モジュールは周囲から視認しづらいように配置すること。
☐	勾配屋根への設置	勾配屋根に設置する場合は、屋根と一体的に見える配置として、屋根から突き出さないように設置すること。
☐	陸屋根への設置	陸屋根に設置する場合は、太陽電池モジュールの最上部をできるだけ低くし、周辺から見えにくいように設置すること。

■外観について(意匠、色彩、材料)

チェック	配慮事項	詳細
☐	低明度・低彩度	太陽電池モジュール及びフレームの色彩は原則として黒系統色とし、架台、脚部及び附属設備(パワーコンディショナー、分電盤等)については周囲の景観と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度で統一すること。
☐	低反射性・無装飾	太陽電池モジュールの素材は、無反射素材(防眩処理又は反射防止を施したものを含む)を使用し、文字や絵・図等が描かれていないなど、模様が目立たないものを使用すること。
☐	分離施設等の色彩	侵入防止用等のフェンス等については、黒系統もしくはダークブラウン等の明度・彩度を落とした色彩にし、周辺環境に配慮すること。
☐	建築物と一体的な色彩	太陽電池モジュール等を屋根等の建築物に設置する場合は、建物と一体的に見える色彩とし、景観への影響を最大限に軽減にすること。

■敷地の緑化について

チェック	配慮事項	詳細
☐	植栽等による遮へい	幹線道路や主要展望地や視点場から容易に望見されるおそれがある場合には、既存樹木もしくは植栽により遮へいすること。なお、敷地内にパネルが立ち並ぶことにより周辺の景観に対して人工的な印象や無機質な印象を与えないために、人の目線程度の高さを持った植栽帯等を設置し、歩行者などから容易に見えないような工夫をすること。また、侵入防止等用のフェンス等は、前もしくは後に植栽帯等を設け、周囲の景観との調和に努めること。

☐	法面の緑化	太陽光発電施設の設置のため造成した法面については、緑化に努めること。
--------------------------	-------	------------------------------------

■設置期間における事業の適正な実施について

チェック	配慮事項	詳細
☐	事業の適正な実施	施設設置期間中における適正な施設維持管理を徹底するとともに、発電期間終了後は設置者の責任において施設撤去及び撤去資機材の速やかな適正処理を実施すること

6 その他

(1) 環境省との調整について

阿蘇くじゅう国立公園内では、自然公園法の規制があり、特別地域においては許可を要し、普通地域の水平投影面積1,000㎡以上のものについては届出が必要となっています。

詳細な規制内容については、環境省阿蘇くじゅう国立公園管理事務所に御確認ください。

また、参考として、「国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方に関する基本的考え方（平成27年2月環境省自然環境局通知）」及び「国立・国定公園内における太陽光発電施設の審査に関する技術的ガイドライン（令和4年3月環境省）」を御確認ください。

(2) 小規模の太陽光発電施設の設置について

小規模の太陽光発電施設の設置については、環境省の定める「太陽光発電施設の環境配慮ガイドライン（令和2年3月環境省）」に基づき、環境に配慮した事業を行う必要がありますので、設置の際には、当該ガイドラインを御確認のうえ、事業計画を検討ください。

7 お問い合わせ先

届出等に関する問い合わせにつきましては、下記の市町村窓口へお願いします。

所管市町村	所在地	担当窓口
阿蘇市	〒862-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地504-1	【世界遺産】教育部教育課 TEL:0967-22-3229 FAX:0967-22-5205 Mail:kyouiku@city.aso.lg.jp 【景観計画・条例】土木部住環境課 TEL:0967-22-3169 FAX:0967-22-3115 Mail:kankyoku@city.aso.lg.jp
南小国町	〒869-2492 熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場143番地	【世界遺産】まちづくり課 TEL:0967-42-1171 FAX:0967-42-1122 Mail:matidukuri@town.minamioguni.lg.jp 【景観計画・条例】同上

所管 市町村	所在地	担当窓口
小国町	〒869-2592 熊本県阿蘇郡 小国町宮原 1567-1	【世界遺産】教育委員会 TEL:0967-46-3317 FAX:0967-46-5363 Mail:kyouiku01@town.kumamoto-oguni.lg.jp 【景観計画・条例】政策課 TEL:0967-46-2118 FAX:0967-46-2368 Mail:kankyo@town.kumamoto-oguni.lg.jp
産山村	〒869-2703 熊本県阿蘇郡 産山村大字山鹿 488-3	【世界遺産】企画振興課 TEL:0967-25-2211 FAX:0967-25-2211 Mail:ubuyama@city.ubuyama-v.jp 【景観計画・条例】 同上
高森町	〒869-1602 熊本県阿蘇郡 高森町大字高森 2168	【世界遺産】教育委員会 社会教育・社会体育係 TEL:0967-62-0227 FAX:0967-62-2685 Mail:takayukil.inabe@town.kumamoto-takamori.lg.jp 【景観計画・条例】建設課 TEL:0967-62-2912 FAX: 0967-62-1174 Mail:takasaki-y@town.kumamoto-takamori.lg.jp
南阿蘇村	〒869-1404 熊本県阿蘇郡 南阿蘇村河陽 1705-1	【世界遺産】教育委員会 TEL:0967-67-1602 FAX:0967-67-2095 Mail:t-kouhei@vill.minamiaso.lg.jp 【景観計画・条例】水・環境課 TEL:0967-67-2230 FAX:0967-67-2073 Mail:t-yoshiaki@vill.minamiaso.lg.jp
西原村	〒861-2392 熊本県阿蘇郡 西原村小森 3259	【世界遺産】教育委員会 TEL:096-279-4424 FAX:096-279-3506 Mail:kado-y@vill.nishihara.kumamoto.jp 【景観計画・条例】企画商工課 TEL:096-279-3112 FAX:096-279-3506 Mail:nishi-kikaku@vill.nishihara.kumamoto.jp

阿蘇世界文化遺産登録推進協議会

(熊本県企画振興部文化企画・世界遺産推進課)

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

TEL:096-333-2153 FAX:096-381-9829